

交付申請用

HEMS

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

SII 使用欄	管理番号

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

(太枠内は必須項目です)

補助金交付申請書

記入日 平成 年 月 日

1 / 4

平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)」交付規程第4条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

●申請者情報

申請者氏名	フリガナ 氏 名	携帯番号	() -
		電話番号	() -
申請者住所 (書類送付先住所)	フリガナ 〒 -	都道 府県	市区 町村
	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		
HEMS機器設置場所 (設置予定場所)	HEMS機器を設置する住宅について該当するものにチェックしてください		
	<input type="checkbox"/> 新築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 新築・集合住宅 <input type="checkbox"/> 既築・集合住宅		
	HEMS機器設置予定場所の住所が、上記の申請者住所と異なる場合のみご記入ください		
	フリガナ 〒 -	都道 府県	市区 町村
	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		

●申請代行者情報

申請の代行を第三者に依頼した場合のみご記入ください(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなくご記入ください)

事業者名	フリガナ	支店名 部署名	フリガナ
担当者氏名	フリガナ	担当者 連絡先	() -

●設置予定機器情報

製品メーカー名	
HEMS機器型番	※SIIのホームページに掲載されている型番をご記入ください。

●申請金額

補助対象費用[A] (税抜)		円 (税抜)	※HEMS機器(本体機器及び計測装置)の購入予定金額をご記入ください。 上記以外の周辺機器や工事費等は補助対象外です。 詳細な補助対象範囲については応募要領をご確認ください。
補助率[B]	1 / 3		
補助申請金額 [A×B]		円	※百円単位以下を切り捨てた金額をご記入ください。 上限金額(7万円)を超える金額になる場合は、7万円とご記入ください。 下限金額(1万円)を下回る金額になる場合は、申請を受け付けることができません。
完了報告予定日	平成 年 月 日 頃		※完了報告の締切は平成26年12月20日(土)(必着)です。 HEMS機器設置・支払いが完了しましたら速やかに完了報告を行ってください。

＜交付申請の締切は平成26年9月30日(火)(必着)です＞

※ただし受付期間内であっても申請の合計額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。

書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

SII 使用欄	管理番号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

交付申請に関する同意書

2 / 4

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)の補助金交付申請を行うにあたり、下記の同意事項をよく読み、同意の上、署名・捺印して交付申請時にご提出ください。

- 交付申請:** 申請者は、本補助金の交付規程、応募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に必要な申請書類をご提出ください。
また、SIIに提出された申請書類は返却しません。申請者は申請に際し、必ず申請書類をコピーし、控えておいてください。
- 交付決定通知書の受領前の補助対象機器の契約または購入、設置の禁止:** 交付決定通知書を受領する前に契約または購入、設置が行われた機器は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。
- 重複申請の禁止:** 申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請を行うことができません。
①申請者本人がすでに本補助金の交付を受けている場合。
②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。
- 申請の無効:** 申請者は、SIIに提出いただく申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項およびその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認された場合、SIIはただちに当該申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。
- 債権譲渡の禁止:** 申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するSIIに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。
- 申請代行者による申請手続き:** 申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者(以下「申請代行者」という。)は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。
- 申請の変更および取り下げ:** 申請者は、申請書類の提出から交付決定を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容の変更はできません。やむを得ず変更を行う場合は、速やかにSIIに連絡し、申請の取り下げを行ってください。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、SIIによる申請に係る審査ができない場合、SIIは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。
申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、SIIの故意または重過失に起因する場合を除き、SIIは申請者に対して一切の責任を負いません。
- 申請情報の訂正:** SIIは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「SIIによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。SIIは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。
- 調査等への協力:** SIIは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所(住所)への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はSIIの求めに応じ、これらの調査等に協力しなければなりません。
- 免責:** SIIは、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、SIIおよびSIIから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(SIIが定める郵送先に到着し、SIIによる引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、SIIはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。
また住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も同様に、SIIは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。
- 個人情報の管理:** SIIは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。SIIは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でSIIが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。
また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。
- 専属的合意管轄裁判所:** 本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 事業の内容変更、終了:** SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更についてはSIIホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

上記の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

▼申請者本人が必ず署名・捺印ください▼

申請者 署名・捺印	Ⓢ
--------------	---

申請者の依頼を受け、上記に同意の上、申請代行をします
(申請者が申請代行者に依頼した場合のみ記入)

申請代行者 (担当者氏名) 署名・捺印	Ⓢ
---------------------------	---

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。
書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

申請者本人確認書類(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

● 申請者本人確認書類(コピー)貼り付け欄

●申請者本人の「氏名」、「生年月日」がはっきり見えるように
コピーして、貼り付けてください。

【対象となる書類】

*下記の書類のうち、いずれかひとつ

- ①運転免許証
- ②健康保険証
- ③住民基本台帳カード
- ④日本国パスポート
- ⑤在留カード(外国人登録証明書)
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦療育手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳



〈ご注意〉

有効期限がある書類は、有効期限が切れていないかをご確認ください。

セロハンテープで貼り付けてください。

※この用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

